

長与第二中学校いじめ防止基本方針(令和7年改訂)

1. いじめの基本的な考え方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 基本理念

- いじめはどの子どもにも起こりうる。
- どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。
- 生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- いじめが発生した際は、学校だけではなく関係機関と連携し、組織的に解決ならびに根絶に向けて、取り組む。

(3) 目指す子ども像

いじめない子ども 自分の権利を主張できる子ども いじめを許さない子ども 勇気ある子ども

(4) 対応組織

●いじめ対策委員会

- ①組織…校長・教頭・生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭・その他必要とする教員及び関係者で組織する。
- ②役割…いじめ防止やいじめの早期発見、発生したいじめに対応する役割を担う。
- ③取組…いじめ対策に関する情報交換やいじめ防止について対策を協議・決定する。

●いじめ対策拡大委員会

- ①組織…いじめ対策委員に学年主任、スクールカウンセラー、学校支援会議委員を加える。
- ②役割…各学期の取組状況の確認と学校の指導体制の再確認・再構築を行う。
- ③取組…学期に一度実施し、学校評価につなげる。

●いじめ対策委員会（生徒による組織） ※評議員兼任

- ①組織…生徒会役員、いじめ対策委員長、副委員長、各学級いじめ対策委員の生徒
- ②役割…いじめを許さない心の涵養、いじめ防止のための活動、生徒の融和を図る活動
- ③取組…月1度、いじめの芽を摘む活動やいじめを許さない心を育てる。学級の融和を図る活動を行う。
活動例…年間活動スローガン作成、あったかメッセージカード作成、アクティビティ、いじめ防止標語作成、いじめ防止プログラム

2. いじめを生まない、許さない学校づくりのために

〈学校〉 教職員と生徒（いじめ対策委員）と連携し、学級力アンケート等を活用していじめを未然に防ぐための取組を行う。

〈家庭〉 いじめ根絶のための「家庭教育10か条」を家庭で実践する。

○教職員は、「いじめが人として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の教育活動全てを通して生徒に指導徹底を図り、その意識を浸透させる。

○教職員は、「いじめ」につながる小さな出来事も記録を残す。その際、5W1Hを明確にして記録し、複数の目で点検し、現況を確認できる体制を作る。

○生徒は、道徳の学習をはじめ、学校の教育活動全般で相手のことを考え、いじめは、些細なきっかけや、さりげない言葉から起こることを自覚し、「いじめを絶対しない」「いじめを許さない」という信念を持って生活する。

○保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚し、子どもがいじめを行ったり容認したりすることのないように、自律心や公共心を養う。

3. いじめの早期発見のために

(1) 学校の取組

- ① 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
- ② 個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ③ 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- ④ 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ⑤ 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ⑥ 保健室や相談室、スクールカウンセラー、電話相談窓口の利用について広く周知する。
- ⑦ 好意からとった行動が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考慮しておく。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）へ情報共有することは必要となる。

(2) 生徒の取組

- ① いじめが行われていると思ったときには、周囲の仲間や教師、大人等に知らせる。
- ② 自分のことや友達のことについて、アンケートで相談する。
- ③ 日々の記録など日誌に記入したり、直接大人に相談したりして、知らせる。
- ④ 道徳や日々の生活で、いじめについて考える機会をもち、学級の様子を振り返る。

(3) 保護者の取組

- ① 親子や家庭の会話を大切にして、学校の様子や友達関係、部活動のことを聞く機会を多く作り、状況を把握するとともに、気になることは、学校に相談する。
- ② 登下校の様子や、家庭での生徒の様子を見守り、変化を見逃さない努力を行う。
- ③ 自分の子どもとともに、他の子どもにも目を向け、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。
- ④ 授業参観や部活動などの来校の際は、積極的に担任と交流し、学校の様子を把握すると共に、家庭の様子などを伝え合い、共に育てる気運を共有する。
- ⑤ 「いじめSOS信号10」で子どもを見つめ、気になることは相談する。

(4) 地域や社会の取組

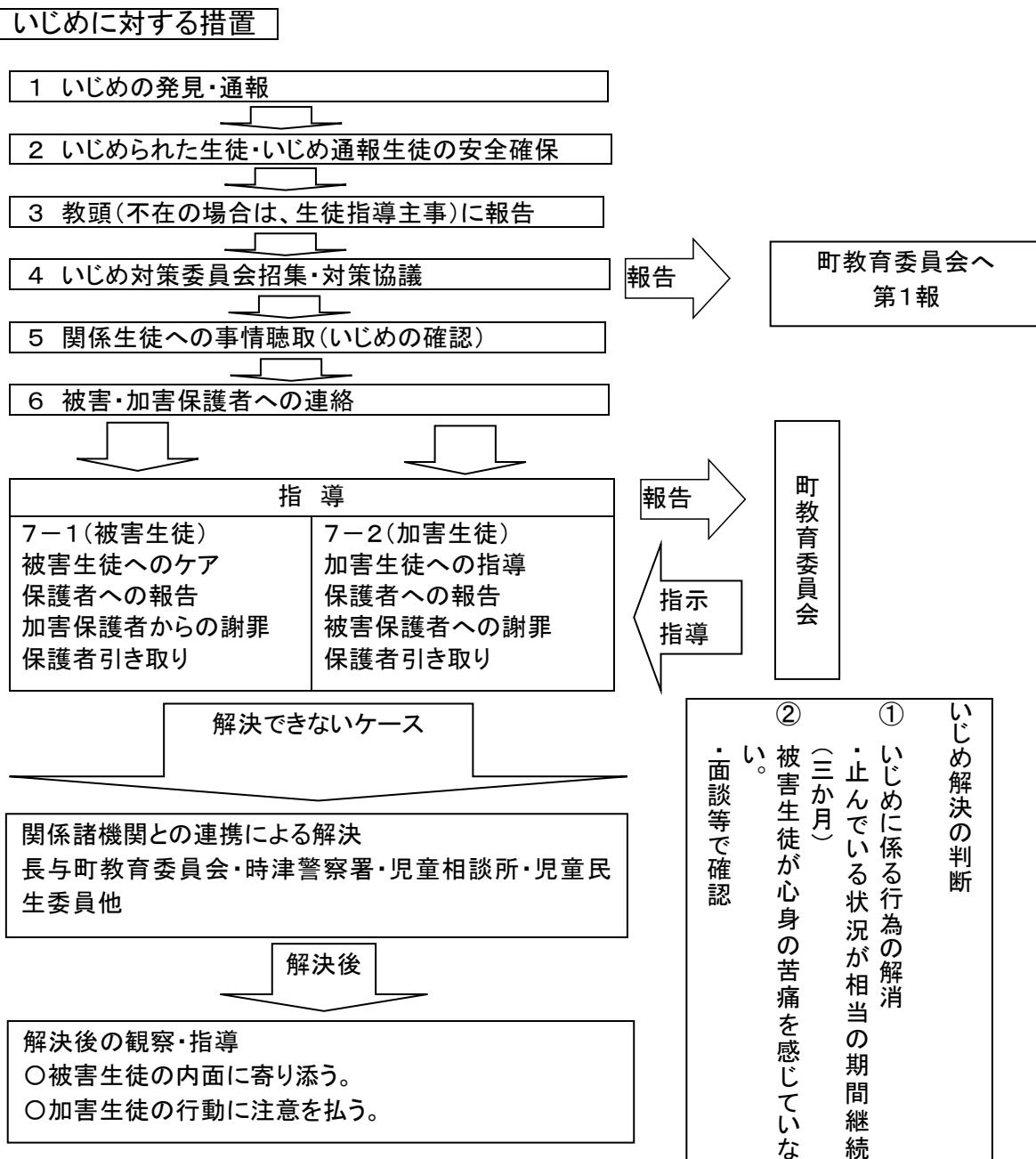
- ① 地域の子どもの登下校の様子を見守り、子どもたちの様子で気になる行動があれば学校に相談する。
- ② あいさつなどの交流を通して、生徒のあるべき姿を見つめ、良い行いも気になる行いも、学校や保護者と共有する機会をつくり社会全体で子どもを育てる気運を高める。
- わが子の「いじめSOS信号10」（わが子を日々見つめ、確認願います。）

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかるようになったり、大人が出ると切れたりすることがある。

4. いじめが起こったときの対応

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通す。
- (3) 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (4) 社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (5) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応に当たる。

5. いじめに対する措置の流れ（フローチャート）



6. いじめの解消とは

いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が解消した状態が相当の期間（3ヶ月以上）継続し、かつ被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが、面談や観察等で確認できた状態である。

7. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に連絡する。
- (2) 町教育委員会は町長及び県教育委員会に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- (3) 学校の「いじめ対策委員会」で調査を行い、町教育委員会に報告する。
(以降は町の対応)

※必要により町教育委員の下に設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」が調査を行う。

※町長は報告を受け、必要であると判断した場合は再調査を行い、調査結果を議会に報告する。

※町長及び町教育委員会は、再発防止のための措置を講ずる。

いじめ重大事態とは、いじめによって次の1号・2号が起こった状態を言います

1号

生命、心身または財産に重大な被害が
生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第1号)

2号

相当の期間、学校を欠席することを余儀
なくされている疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第2号)

※相当の期間…目安30日

□ いじめ重大事態として扱う要件

- ① 1号または2号の状態であるとき。(または、その疑いがあるとき)
- ② 1号かつ2号の状態であるとき。(または、その疑いがあるとき)

※児童生徒や保護者から申立てがあった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

いじめ事実等を確認できていない場合には、まず法第23条に基づく調査を実施する。

→調査の結果、重大事態の疑いがあれば認知する。

「長崎県いじめ対策リーフレット」より抜粋 長崎県教育庁児童生徒支援課(令和7年3月)

いじめ対策委員会 年間計画

- 月1回の定例会
- 保護者・地域住民への啓発(PTAでの説明やホームページの公開)
- 生徒主体によるいじめ根絶協調月間
- 人権集会に向けた生徒の準備と発表

相談窓口

□ 長与子どもホットライン(長与町学校教育課)	883-5161
□ 親子ホットライン(長崎県教育センター)	0120-72-5311
□ 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	0120-078310
□ ヤングテレホン(長崎県警少年サポートセンター)	0120-78-6714
□ チャイルドライン(NPO法人):児童生徒専用	0120-99-7777
□ 学校の相談窓口	883-6259
□ 心の教室相談員	090-4348-0831

いじめ根絶に向けて家庭で取り組むこと 「家庭教育10か条」から

第1条 送っていますか？「大好きだよ」のメッセージ

○親は、どんなことがあっても味方であり、守ってやるという強い気持ちで温かく見守りましょう。

第2条 かけがえのない命を大切に

○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。

○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。

第4条 家族で集う楽しい一家

○子どもの立場に立って真剣に話を聞きましょう。食事を一緒にしましょう。

第6条 心と心をつなぐ明るいあいさつ

○会話の始まりはあいさつから。あいさつが行き交う家庭を築きましょう。

第7条 あなたはわかるね！ことの善し悪し

○わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。

第10条 顔を見て、目を見て話せば、あたたかい

○子どもが安心して何でも話せる家庭を築きましょう。

○携帯電話やスマートフォンは本当に必要ですか？いじめの道具になってませんか？